

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月29日	
神戸市長 殿	
提出者 住 所 東京都八王子市石川町2970 氏 名 コニカミノルタ株式会社 総務部総務企画グループ サイト総務グループリーダー 土屋 亨夫 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-660-9155	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	69J060 1050 コニカミノルタ 神戸第2サイト
事業場の所在地	神戸市西区高塚台7-3-1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1821 プラスチックフィルム製造業
②事業の規模	企業機密に関する事項により、情報公開できません。
③従業員数	企業機密に関する事項により、情報公開できません。
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙のとおり	
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】
	特別管理産業廃棄物の種類
	排出量
	(これまでの実施した取組) ・ 工程内リサイクルの推進。 ・ 発生抑制を考慮した製造方法の検討。 ・ 外部業者を活用した廃油(有害)のリサイクル ・ 製造工程の安定稼働に努め、生産ロスによる排出物発生を抑制する。
②計画	【目標】
	特別管理産業廃棄物の種類
	排出量
	(今後実施する予定の取組) ・ 引火性廃油について、製造工程で使用する洗浄液を削減することにより、排出量の削減に取り組む。 ・ 廃油(有害)リサイクル率の向上
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油、廃油(有害)、汚泥(有害)の3種類で引火性廃油と廃油(有害)は排出場所を分別して保管。また汚泥(有害)に関しては表示による識別を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う再生利用はありません。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う再生利用はなく、今後も予定はありません。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 自ら行う中間処理はありません。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら行う再生利用はなく、今後も予定はありません。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う埋立処分はありません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行う埋立処分はなく、今後も予定はありません。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 廃油（有害）は蒸留再生または焼却処分時にサーマルリサイクルの業者へ、引火性廃油は、混練による燃料化を中心に処理。排出廃棄物のリサイクルを推進してきた。また、汚泥（有害）は焼却処分時にサーマルリサイクルする業者へ排出を実施。		

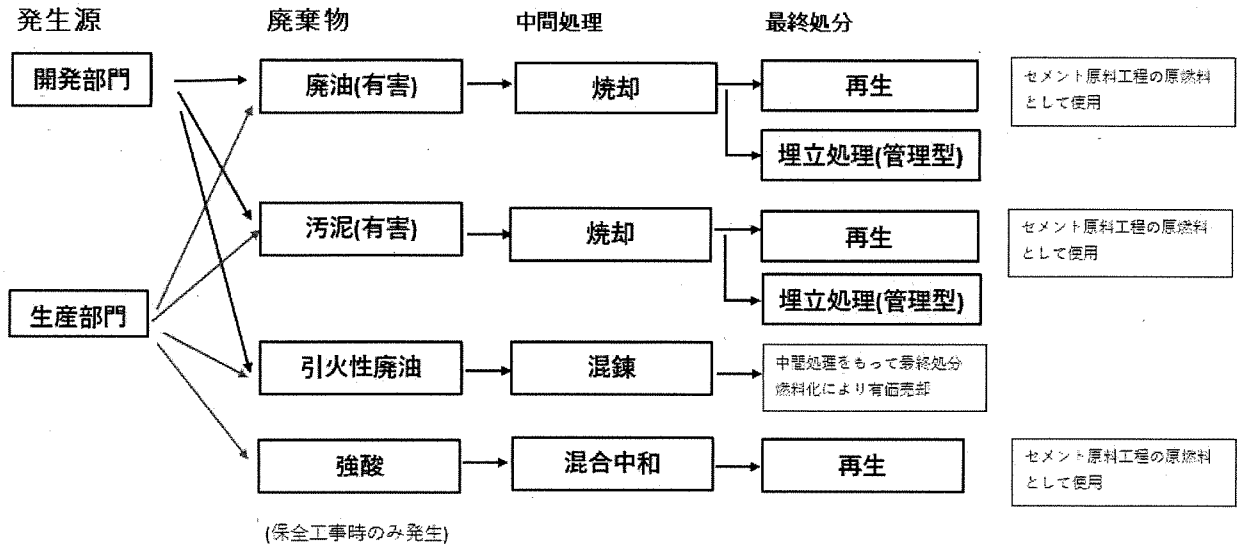
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き排出廃棄物のリサイクルを実施している業者への排出を推進する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙のとおり t
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト加入済み。電子マニフェスト対応業者と契約済み。		
※事務処理欄		

備考

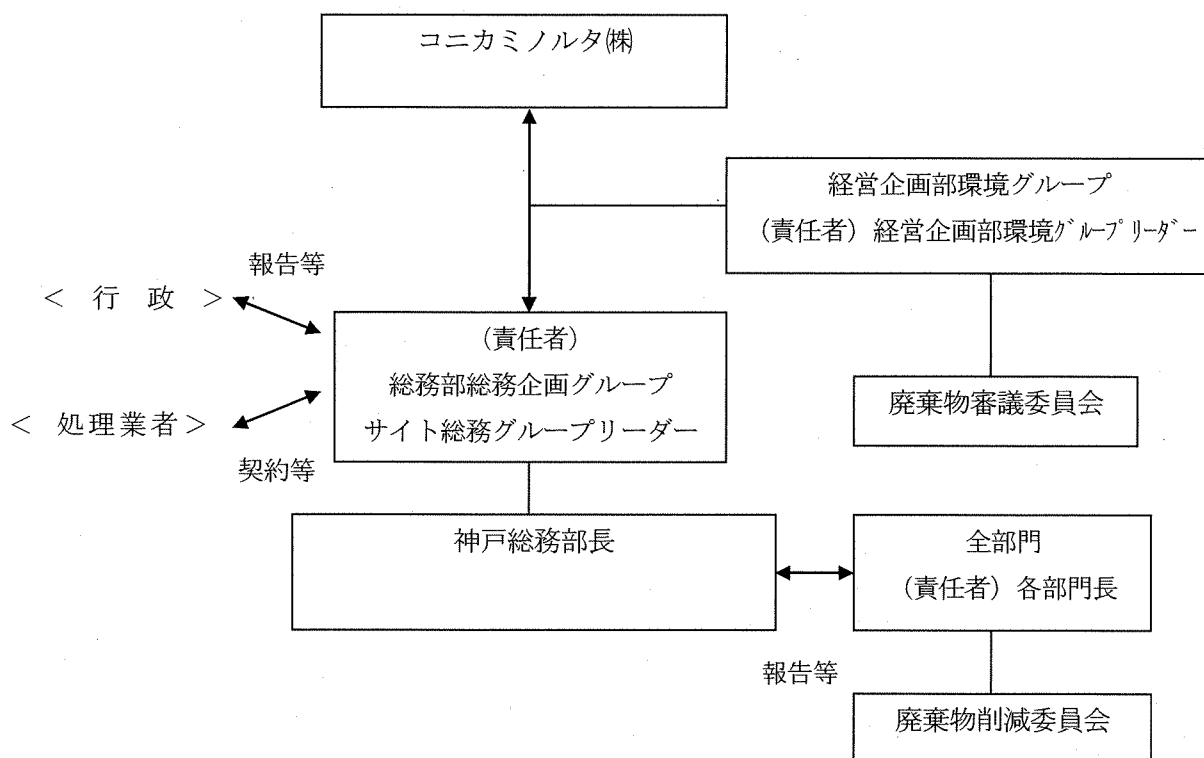
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

<別紙>

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



* 分担

廃棄物審議委員会

- ・ 処理業者の選定／継続に係る審議
- ・ 処理業者の定期視察結果に基づく継続審議

神戸総務部 (担当：環境安全防災グループ)

- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- ・ 委託契約書の締結
- ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- ・ 社員教育・啓発
- ・ その他関係する事項

廃棄物削減委員会

- ・ 産業廃棄物の発生量削減施策の立案と推進

全部門

- ・ 部署内で発生する廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬
- ・ 部署内での分別徹底

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○ 現状 前年度（令和4年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
排出量	157t	0.2t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
排出量	140t	0t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

○ 現状 前年度（令和4年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
自ら再生利用を行った量	0t	0t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
自ら再生利用を行った量	0t	0t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

○ 現状 前年度（令和4年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
自ら熱回収を行った量	0t	0t
自ら中間処理により行った量	0t	0t

○ 現状 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
自ら熱回収を行った量	0t	0t
自ら中間処理により行った量	0t	0t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○ 現状 前年度（令和4年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t	0t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t	0t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度（令和4年度）実績

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
全処理委託量	157t	0.2t
優良認定処理事業者への 処理委託量	157t	0.2t
再生利用業者への 処理委託量	7t	0t
認定熱回収業者への 処理委託量	16t	0t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	141t	0.2t

○ 計画 目標

特別管理産業廃棄物の種類	7425 廃油（有害）	7426 汚泥（有害）
全処理委託量	140t	1t
優良認定処理事業者への 処理委託量	140t	1t
再生利用業者への 処理委託量	6t	0t
認定熱回収業者への 処理委託量	20t	0t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	120t	1t